

平成27年12月議会

議案説明資料

ページ

議案第257号

福岡市立ひとり親家庭支援センターに係る指定管理者の指定について

・・・1

議案第258号

福岡市立中央児童会館に係る指定管理者の指定について

・・・6

こども未来局

議案第 257 号

福岡市立ひとり親家庭支援センターに係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立ひとり親家庭支援センターの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立ひとり親家庭支援センター

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市中央区警固 2 丁目 2 番 4 - 501 号
特定非営利活動法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡

(3) 指定する期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（5 年間）

3 公募及び選定の概要

(1) 主な業務の内容

- ア 福岡市立ひとり親家庭支援センター条例第 2 条各号に掲げる事業に関する業務
 - ・ 各種の相談に関すること。
 - ・ 生活指導及び生業の指導に関すること。
 - ・ 技能の習得に関すること。
 - ・ 利用者がセンターを利用する間における当該利用者の児童の保育に関すること。
- イ 利用の制限に関する業務
- ウ センターの建物及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務

(2) 主な応募資格

- ア 福岡市内に事業所を置く法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等で構成する共同事業体であること。
- イ 所得税，法人税，消費税，地方消費税及び本市市税の滞納がないこと。
- ウ 法人等又はその代表者が，暴力団関係者でないこと。

(3) 応募者

1 団体から応募があった。

特定非営利活動法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡

(4) 福岡市立ひとり親家庭支援センター指定管理者選定・評価委員会

選定委員 5名（外部委員4名 市職員1名）

委員長	社会福祉法人 福岡県母子福祉協会理事 (母子生活支援施設室見察 施設長)	廣 渡 次 郎
委員	ハローワーク福岡中央 業務第一次長	上 田 秋 成
委員	社会福祉法人 福岡県母子寡婦福祉連合会理事長 (福岡県ひとり親家庭等就業・自立支援センター 運営)	藤 田 君 子
委員	中小企業診断士 (福岡県中小企業診断士協会 会長)	槇 本 健 次
委員	こども未来局 こども部長	松 本 勉

(5) 募集・選定経過

- ア 第1回指定管理者選定・評価委員会 平成27年7月8日
(募集要項及び選定基準について)
- イ 募集要項配布 平成27年7月14日から7月22日まで
- ウ 現地説明会 平成27年7月24日
- エ 応募書類の受付 平成27年8月21日から8月28日まで
- オ 第2回指定管理者選定・評価委員会 平成27年9月10日
(書類審査)
- カ 第3回指定管理者選定・評価委員会 平成27年9月28日
(事業者ヒアリング)

(6) 委託料の上限額

平成28年度 55,057千円（議会の議決により額が変動する場合あり。）

4 選定結果

(1) 評価基準

評価項目	主な評価の基準	配点
法人に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○法人の基本理念 ○法人の財政基盤 ○法人の事業の公益性 ○ひとり親家庭等に対する活動 ○類似事業の実績及び今後の計画 	35
基本方針等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○申請理由の妥当性 ○各種相談事業に関する基本方針 ○就業・自立支援事業に関する基本方針 ○就業支援講習会事業に関する基本方針 ○運営に関する基本方針 ○休日，開館時間に関する考え方 	30
事業計画に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○就業相談の実施内容 ○法律相談の実施内容 ○生活相談の実施内容 ○効果的な就業情報の提供 ○効果的な就業促進活動 ○他の福祉・就業関係機関との連携 ○就業支援講習会の実施内容 ○就業支援講習会の実施時間帯 ○受講希望者の選考方法 ○利用者の児童の保育に関する実施内容 ○管理に関する実施内容 	155
組織及び経費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の配置及び勤務条件 ○日常生活支援事業の実施体制 ○必要な人材の配置と職能 ○センター長の配置 ○ひとり親家庭の親の雇用 ○経費配分の合理性 ○独自の提案について 	80
合 計		300

(2) 指定管理者選定・評価委員会の選定委員による評価（採点）結果

しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡（指定管理者の候補者）提案額 54,211 千円

評価項目	計
①法人に関する事項	33／35 点
②基本方針等に関する事項	25／30 点
③事業計画に関する事項	112／155 点
④組織及び経費に関する事項	55／80 点
計	225／300 点

(3) 講評

『特定非営利活動法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡』については、ひとり親家庭への支援が法人の理念となっている。そして、ひとり親家庭に対する相談やひとり親サポーター養成講座実施など一定の実績がある。

各基本方針について、ひとり親家庭の現状・実態をよく理解した上で基本方針及び目標をたてており、事業計画に関しては、就業支援講習会について、利用者のニーズを踏まえ、効果を検証し計画しているとともに、休日や夜間に講座を開催するなど仕事後でも利用しやすい様工夫している点が高く評価できる。

また、センターの運営に関し、半数をひとり親家庭の親の雇用とするなど配慮するとともに、独自の事業提案として、ひとり親家庭の親子が自由に交流できる場の提供や死別ひとり親家庭のおしゃべり会など、ひとり親家庭の自立支援において利用者の視点に立ったサービスの充実が期待できる提案となっている。

(4) 指定管理者の候補者の選定

提案内容に対する選定委員による評価及び講評を踏まえ、『特定非営利活動法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡』を指定管理者の候補者として決定した。

【参考資料】福岡市立ひとり親家庭支援センターの概要

- 1 根拠法 母子及び父子並びに寡婦福祉法，
福岡市立ひとり親家庭支援センター条例
- 2 目的 ひとり親家庭及び寡婦に対して各種の相談に応じるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等ひとり親家庭及び寡婦の福祉のための便宜を総合的に供与する。（条例第1条）

また、本市では、ひとり親家庭の自立・就業を支援することを目的とした、国が定める「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」としての役割を担っている。
- 3 所在地 福岡市中央区大手門二丁目5番15号
- 4 開館日 昭和60年10月1日
- 5 対象者 母子家庭・父子家庭・寡婦
- 6 利用
(1) 利用時間 午前9時から午後9時まで
(2) 休館日 毎週月曜日
年末年始（12月29日から1月3日まで）
- 7 管理運営 平成18年度から指定管理者制度を導入
- 8 施設の概要 延床面積 1390.53㎡（うちセンター専有面積 404.62㎡）
1階 大手門保育園として使用
2階 相談室，託児室，多目的室，事務室
3階 技能習得室，講習室（大手門保育園と併設）
- 9 事業内容
(1) ひとり親家庭の各種相談に応ずること
(2) ひとり親家庭に対し自立・就業の支援を行うこと
(3) ひとり親家庭に対し就業支援講習会を実施すること
(4) 利用者がセンターを利用する間における当該利用者の児童の保育を実施すること
(5) その他の事業

10 利用状況 （利用相談含む。単位：人）

区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
総利用者数		12,469	12,689	12,338	11,337	9,886
内訳	相談事業	2,922	3,581	3,269	3,289	3,429
	講習会	7,160	6,907	6,519	5,501	4,857
	保育（託児室）	1,391	1,000	877	771	778
	その他	1,003	1,201	1,673	1,776	822

- 11 平成26年度委託料（指定管理料）決算額 55,317千円
（無料職業紹介事業，自立支援プログラム策定事業含む）

議案第 258 号

福岡市立中央児童会館に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立中央児童会館の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立中央児童会館

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市中央区今泉一丁目 13 番 15 号
社会福祉法人 福岡市保育協会

(3) 指定する期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（5 年間）

3 公募及び選定の概要

(1) 主な業務の内容

- ア 福岡市立児童館条例第 3 条各号に掲げる事業に関する業務
- ・児童の健康を増進し、情操を豊かにするための遊戯施設等を提供すること。
 - ・健全な遊びを通し、児童の集団的、個別的指導を行うこと。
 - ・児童の保護者に育児のための便宜を提供すること。
 - ・児童の健全育成に関わる個人及び各種団体に児童館の施設を利用させ、その活動を推進すること。
 - ・その他児童館の設置の目的達成に必要なこと。
- イ 利用許可等及びその取消しに関する業務
- ウ 利用の制限に関する業務
- エ 児童館の施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務

(2) 主な応募資格

- ア 福岡市内に事業所を置く法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等で構成する共同事業体であること。
- イ 所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税の滞納がないこと。
- ウ 法人等又はその代表者が、暴力団関係者でないこと。

(3) 応募者

3団体から応募があった。

（社会福祉法人 福岡市保育協会
株式会社 テノ. コーポレーション（次点候補者）
団体A（非選定）

(4) 福岡市立中央児童会館に係る指定管理者選定・評価委員会

選定委員5名（外部委員4名，市職員（小学校長）1名）

委員長	西南学院大学 人間科学部 教授	中村 奈良江
副委員長	公認会計士 (日本公認会計士協会北部九州会 推薦)	出 良 心 一
委員	特定非営利活動法人宇美こども子育てネット・ う～みん 代表理事 (宇美町子育て支援センター「ゆうゆう」運営)	川 上 利 香
委員	福岡市立小学校長会 事務局次長 (福岡市立小学校長会 推薦)	紀 研 治
委員	特定非営利活動法人子どもNPOセンター福岡 事務局長 (フリースペースてい～んず運営)	宮 本 智 子

(5) 募集・選定経過

- ア 第1回指定管理者選定・評価委員会 平成27年5月15日
(募集要項及び選定基準について)
- イ 募集要項配布 平成27年6月1日から7月31日まで
- ウ 応募書類の受付 平成27年7月21日から7月31日まで
- エ 第2回指定管理者選定・評価委員会 平成27年9月8日
(書類審査)
- オ 第3回指定管理者選定・評価委員会 平成27年9月17日
(事業者ヒアリング)

(6) 委託料の上限額

平成28年度 105,602千円（議会の議決により額が変動する場合あり。）

4 選定結果

(1) 評価基準

評価基準	主な審査の視点	配点	
市民の正当かつ公平な利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の目的を踏まえた運営方針 ○管理運営に対する理念・意欲 ○実現可能な目標の設定 	8	
児童会館の管理を的確に遂行するために必要な能力	<ul style="list-style-type: none"> ○管理運営の実施体制 (共同事業体においては管理責任体制含む) ○管理運営を適切に行う人員配置計画 ○雇用環境の向上に向けた取組 	36	44
	<ul style="list-style-type: none"> ○的確な管理運営のための取組 (具体的な研修などの人材育成, 施設・設備等の維持管理の考え方など) 		
	<ul style="list-style-type: none"> ○苦情等の未然防止及び対処方法 ○個人情報保護への取組 		
	<ul style="list-style-type: none"> ○事故等の防止など安全対策, 事故等発生後の対処方法 ○危機管理体制 		
	<ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉施設等の運営の実績 		
児童会館の管理のために必要な経済的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○管理運営を維持できる安定的な経営基盤 	8	
児童会館の効用を十分に発揮させる計画	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者に対するサービスの向上 (施設提供に係る利用者視点の取組など) 	36	44
	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の実施計画 (管理の基準に定める事業の確実な実施, 効果的な事業内容の提案など) 		
	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者増の方策 (各年齢層に応じた取組など) 		
管理に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ○提案する指定管理料の額 ○収支計画の妥当性 ○経費節減の取組 	8	
市施策への寄与	<ul style="list-style-type: none"> ○管理運営業務を遂行する中で, 市の施策に寄与する取組 	4	
合 計			100

(2) 指定管理者選定・評価委員会の選定委員による評価（採点）結果

ア 社会福祉法人 福岡市保育協会（指定管理者の候補者） 提案額 105,602 千円

評価基準	計	
①市民の正当かつ公平な利用の確保	28/40 点	
②児童会館の管理を的確に遂行するために必要な能力	134/180 点	174/220 点
③児童会館の管理のために必要な経済的基盤	40/40 点	
④児童会館の効用を十分に発揮させる計画	141/180 点	163/220 点
⑤管理に要する経費	22/40 点	
⑥市施策への寄与	10/20 点	
計	375/500 点	

(注) 各委員 100 点×5名=500 点（業務水準点 250 点）

イ 株式会社 テノ. コーポレーション（次点候補者） 提案額 105,602 千円

評価基準	計	
①市民の正当かつ公平な利用の確保	24/40 点	
②児童会館の管理を的確に遂行するために必要な能力	103/180 点	143/220 点
③児童会館の管理のために必要な経済的基盤	40/40 点	
④児童会館の効用を十分に発揮させる計画	108/180 点	130/220 点
⑤管理に要する経費	22/40 点	
⑥市施策への寄与	10/20 点	
計	307/500 点	

(注) 各委員 100 点×5名=500 点（業務水準点 250 点）

ウ 団体A（非選定） 提案額 90,204 千円

評価基準	計	
①市民の正当かつ公平な利用の確保	22/40 点	
②児童会館の管理を的確に遂行するために必要な能力	96/180 点	136/220 点
③児童会館の管理のために必要な経済的基盤	40/40 点	
④児童会館の効用を十分に発揮させる計画	81/180 点	103/220 点
⑤管理に要する経費	22/40 点	
⑥市施策への寄与	10/20 点	
計	271/500 点	

(注) 各委員 100 点×5名=500 点（業務水準点 250 点）

(3) 講評

ア 『社会福祉法人 福岡市保育協会』については、管理運営に従事する者の配置計画など、管理運営を適切に行うための基本となる実施体制がしっかりと計画されているとともに、不審者対応など事故等の防止などの安全対策や利用者の視点に立った利用手続きなど、本施設の利用者特性を踏まえた具体的な提案がなされており、高く評価できるものである。また、事業の実施計画については、他の応募団体と比べて、児童の発達状況に応じた具体的な提案があり、利用者サービスの充実が期待できるものである。今後、中高生の利用を踏まえた異年齢交流など、これまでの実績にとどまらず、時代の流れを取り入れた新しい取り組みやさらなる利用者サービスの充実が期待できる提案である。

イ 『株式会社 テノ・コーポレーション』については、国際感覚を身に付けるための様々な文化交流など、グローバルに活躍できる人材の育成に寄与する運営方針及び具体的な取り組みが計画されているとともに、SNSの活用や他施設との連携など具体的な広報の取り組みが提案されており、高く評価できるものである。また、危機管理体制について、これまで他施設の運営で積み重ねたノウハウを踏まえた提案があるなど、安全で安心して利用できる施設の管理運営が期待できるものであるが、人員配置計画や中高生の利用を踏まえた異年齢交流に対する具体的な提案については、他団体に比べて十分とは言えず、子ども達との関わり方などの体制に不安が残る提案である。

ウ 『団体A』については、乳幼児親子、特に保護者に対する子育て支援の具体的な取り組みについて提案がなされているとともに、危機管理体制について、これまで他施設の運営で積み重ねたノウハウを踏まえた提案があるなど、安全で安心して利用できる施設の管理運営が期待できるものであるが、現段階での共同事業体内の連携体制について、多少の不安を感じざるを得ないものである。また、事業の実施計画について、子育て支援の提案が中心で、中高生の利用を踏まえた異年齢交流など子どもの活動に対する具体的な内容が不十分な提案である。

(4) 指定管理者の候補者の選定

提案内容に対する選定委員による評価及び講評を踏まえ、『社会福祉法人 福岡市保育協会』を指定管理者の候補者として決定した。

また、『株式会社 テノ・コーポレーション』を次点候補者とした。

【参考資料】福岡市立中央児童会館の概要

- 1 根拠法 児童福祉法，福岡市立児童館条例
- 2 目的 児童の心身ともに健やかな育成を図る。
- 3 所在地 福岡市中央区今泉一丁目 19 番 22 号
- 4 設置日 昭和 45 年 1 月 20 日（開館日：昭和 45 年 2 月 10 日）
- 5 主な対象者 おおむね 18 歳未満の児童及びその保護者 等
- 6 利用
 - (1) 利用時間 午前 9 時から午後 9 時まで
(子どもプラザ，一時預かり室の利用は午後 6 時まで)
 - (2) 休館日 毎週月曜日（国民の祝日の場合はその翌日）
毎月月末（日曜日又は国民の祝日の場合はその翌日）
年末年始（12 月 28 日から 1 月 3 日まで）
- 7 管理運営 平成 18 年度から指定管理者制度を導入
(現地建替えにより平成 26 年 4 月 1 日から一時休館中)
- 8 施設の概要 構造 鉄骨造 地上 8 階（7 階及び屋上）のうち，5～7 階
及び屋上の一部
面積 専有延床面積 約 1,950 m²（屋上含む。）
- 9 事業内容
 - (1) 児童の健康を増進し，情操を豊かにするための遊戯施設等を提供すること。
 - (2) 健全な遊びを通し，児童の集団的，個別的指導を行うこと。
 - (3) 児童の保護者に育児のための便宜を提供すること。
 - (4) 児童の健全育成に関わる個人及び各種団体に児童館の施設を利用させ，その活動を推進すること。
 - (5) その他児童館の設置の目的達成に必要なこと。

10 利用状況

年度	乳幼児	小学生	中学生	高校生	引率	付添	その他	合計
21	29,358	13,094	1,941	387	286	29,558	1,770	76,394
22	34,232	14,250	1,659	446	320	33,832	1,822	86,561
23	34,139	14,567	1,244	321	287	33,580	1,730	85,868
24	32,893	12,690	1,103	388	302	32,131	1,666	81,173
25	34,457	13,806	1,000	330	213	34,129	1,573	85,508

※平成 26 年度より現地建替えによる一時休館中（休館中の対応として館外活動を実施）

- 11 平成 25 年度委託料（指定管理料）決算額 47,365 千円